

介護医療院 七里 料金表

介護保険 1割・2割・3割負担額 1日あたりの金額で表示(令和5年4月1日)

介護医療院サービス(入所) 保険負担金料金表

費用項目		介護保険負担割合×地域加算(10.68円)			費用項目内容
		1割	2割	3割	
介護度	要介護1	898	1,796	2,694	要介護度、介護負担割合により、サービス費の額が変わります。
	要介護2	1006	2,012	3,018	
	要介護3	1241	2,482	3,723	
	要介護4	1340	2,680	4,020	
	要介護5	1,431	2,862	4,293	
夜間勤務等看護Ⅳ		7	14	21	夜間における手厚い職員配置(20:1)
作業療法		131	262	393	作業療法を個別に行った場合
短期集中リハビリテーション		256	512	768	理学療法士等が集中的なリハビリテーションを行った場合(入所3ヶ月以内・1日につき)
認知症短期集中リハビリテーション		256	512	768	理学療法士等が集中的なリハビリテーションを行った場合(入所3ヶ月以内・1日につき)
外泊時サービス費		387	774	1161	外泊時、施設サービス費に代えて算定(1ヶ月に6日まで)
初期加算		32	64	96	入所日より起算30日以内の期間
退所時指導等加算	退所前訪問指導加算	491	982	1473	入所者の退所に先だてて居宅を訪問し、退所後の療養上の指導を実施した場合
	退所時情報提供加算	534	1068	1602	退所後の主治医に対して、文章にて診療状況等を示した場合
	退所後訪問指導加算	491	982	1473	退所後30日以内に入所者の居宅を訪問し療養上の指導を実施した場合
	退所時指導加算	427	854	1281	退所時に療養上の指導を実施した場合
	退所前連携加算	534	1068	1602	居宅介護支援事業者に対して必要な情報提供をし、かつ連携して退所後の居宅サービス利用に関する調整を行った場合
	訪問看護指示加算	320	640	960	退所時に訪問看護指示書を交付した場合
栄養マネジメント強化加算		12	24	36	入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合
栄養ケアマネジメントを実施していない場合の減算		-15	-30	-45	栄養管理の基準を満たさない場合
経口移行加算		30	60	90	経管摂取者に経口摂取を進める為に医師の指示に基づく栄養管理を行う場合(180日限度)
経口維持加算	経口維持加算Ⅰ	427	854	1281	誤嚥を認められる者を対象(1月につき且つ6ヶ月以内)
	経口維持加算Ⅱ	107	214	321	上記加算に言語聴覚士が加わった場合
管口腔衛生加算	口腔衛生管理加算(Ⅰ)	96	192	288	口腔ケアを月に4回実施した場合(1月単位)
	口腔衛生管理加算(Ⅱ)	117	234	351	Ⅰに加え、CHASEへのデータ提出とフィードバック等によりケアの向上を図った場合(1月単位)
療養食加算		19	38	57	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合
施設緊急養護時費	緊急時治療管理	553	1106	1659	該当者(月に1回、連続する3日を限度)
	特定治療				
認知症専門ケア加算Ⅰ		3	6	9	認知症介護実践リーダー研修修了者を配置している場合
認知症専門ケア加算Ⅱ		4	8	12	認知症指導者養成研修修了者を上記基準に加え1名配置している場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算		214	427	642	医師が在宅での生活が困難で緊急入所を行った場合(利用開始から7日程度)
褥瘡管理指	褥瘡対策指導管理(Ⅰ)	6	12	18	(Ⅰ)褥瘡の発生と関連のあるリスクについて施設内で評価し、情報を厚労省に提出し活用している事 (Ⅱ)(Ⅰ)を算定し、褥瘡発生リスクのある入所者等において、褥瘡の発生がないこと。 (Ⅲ)上記の経過措置
	褥瘡対策指導管理(Ⅱ)	11	22	33	

介護医療院 七里 料金表

介護保険 1割・2割・3割負担額 1日あたりの金額で表示(令和5年4月1日)

介護医療院サービス(入所) 保険負担金料金表

費用項目		介護保険負担割合×地域加算(10.68円)			費用項目内容
		1割	2割	3割	
排せつ支援加算	排せつ支援加算(Ⅰ)	11	22	33	(Ⅰ)排せつに介護を要する入所者ごとに、要介護状態の軽減について、医師または医師と連携した看護師が評価するとともに、厚労省に情報提供し活用している事。 (Ⅱ)(Ⅰ)を算定し、施設入所時と比較して排尿・排便の少なくとも1つが改善し悪化がないこと。またはオムツ使用ありから使用なしに改善している事。 (Ⅲ)(Ⅰ)を算定し、施設入所時と比較して排尿・排便の少なくとも1つが改善し悪化がないから、オムツ使用ありから使用なしに改善している事。
	排せつ支援加算(Ⅱ)	16	32	48	
	排せつ支援加算(Ⅲ)経過措置	21	42	63	
自立支援促進加算		320	640	960	医師が入所者ごとに自立支援のために特に必要な医学的評価を行い、且つ多職種で協働して計画を作成し見直すとともに、CHASEで情報提供を行い、活用している事(月単位)
科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	43	86	129	CHASEへのデータ抽出とフィードバック活用によりケアの質の向上につながった場合(月単位)
	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	64	128	192	
安全対策体制加算(入所初日に限り1回)		21	42	63	外部研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている事。
安全対策体制未実施減算		-5	-10	-15	運営基準における事故の発生または再発を防止するための措置が講じられていない場合
体制強化加算提供	Ⅰ	23	47	69	介護職員の総数のうち介護福祉士が80%以上または勤続10年以上の介護福祉士35%以上 介護職員の総数のうち介護福祉士が60%以上 職員の総数のうち、介護福祉士50%以上、または常勤が75%以上、または勤続7年以上30%以上
	Ⅱ	19	38	57	
	Ⅲ	6	13	18	
遇改善職加算処	Ⅰ	注1	注2	注11	利用者に対し、介護保険施設サービスを行った場合
	Ⅱ	注3	注4	注12	
	Ⅲ	注5	注6	注13	

注1:①～④の合計料金の1000分の26(2.6%)を乗じた額

注3:①～④の合計料金の1000分の19(1.9%)を乗じた額

注5:①～④の合計料金の1000分の10(1.0%)を乗じた額

注11:『注1』で算出した3倍の額

注12:『注3』で算出した3倍の額

注13:『注5』で算出した3倍の額

注14:所定点数に0.8%乗じた額

注15:所定点数に0.8%乗じた額の2倍

注16:所定点数に0.8%乗じた額の3倍

注2:『注1』で算出した2倍の額

注4:『注3』で算出した2倍の額

注6:『注5』で算出した2倍の額

介護医療院サービス(入所) 保険外負担金料金表

費用項目	金額	費用項目内容
日用品費	200/日	※日用品について参照
教養娯楽費	100/日	クラブ活動、レクリエーション活動等における費用
理美容代	実費	外部委託業者
洗濯代	実費	外部委託業者(1ネット)
居住費	第2段階 ※	820/日
	第3段階① ※	1310/日
	第3段階② ※	1310/日
	第4段階 ※	2006/日
食費	第2段階 ※	390/日
	第3段階① ※	650/日
	第3段階② ※	1360/日
	第4段階 ※	1445/日

利用者負担段階	対象者	
	収入等に関する要件	預貯金等資産に関する要件
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 ・市町村民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給権者 	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
第2段階	市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年80万円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
第3段階①	市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年80万円超120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下
第3段階②	市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下

※日用品費について

一般的に介護の要不要に関らず入居者等の日常生活に最低限必要と考えられる物品です。

【女性用日用品】

歯ブラシ 歯磨き粉 歯磨き用コップ 口腔スポンジブラシ 入歯洗浄剤 義歯ケース ボックスティッシュ
 ハンドソープ ボディソープ リンスインシャンプー 綿棒 ペーパータオル タオル類

【男性用日用品】

歯ブラシ 歯磨き粉 歯磨き用コップ 口腔スポンジブラシ 入歯洗浄剤 義歯ケース ボックスティッシュ
 ハンドソープ ボディソープ リンスインシャンプー 綿棒 ペーパータオル タオル類

介護医療院 七里(ショート) 料金表

介護保険 1割・2割・3割負担額 1日あたりの金額で表示(令和5年4月1日)

介護医療院サービス(短期入所療養介護) 保険負担金料金表

費用項目		介護保険負担割合×地域加算(10.68円)			費用項目内容
		1割	2割	3割	
介護度	要介護1	952	1,904	2,856	要介護度、介護負担割合により、サービス費の額が変わります。
	要介護2	1061	2,122	3,183	
	要介護3	1298	2,596	3,894	
	要介護4	1,398	2,796	4,194	
	要介護5	1,489	2,978	4,467	
夜間勤務等看護(Ⅳ)		7	14	21	夜間における手厚い職員配置(20:1)
認知症専門ケア加算Ⅰ		3	6	9	介護を必要とする認知所の者の占める割合が2分の1以上
認知症専門ケア加算Ⅱ		4	8	12	認知症介護の専門研修を修了しているものを配置し、認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施または予定していること
重度療養加算		107	214	321	要介護4又は5の利用者で計画的な医学的管理を継続して行い、療養上必要な処置を行った場合
送迎加算		197	394	591	片道につき(希望者)
療養食加算		26	52	78	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合(1回9単位、1日3回限度)
緊急時施設診療費		553	1,106	1,659	該当者(月に1回、3日を限度)
特別診療費		老人医科診療報酬点数の1割			該当者 ※区分支給限度基準額の算定対象外
体サ 制 強 化 ス 加 算 供	Ⅰ	23	46	69	介護職員の総数のうち介護福祉士が80%以上または勤続10年以上の介護福祉士35%以上
	Ⅱ	19	26	57	介護職員の総数のうち介護福祉士が60%以上
	Ⅲ	6	12	18	職員の総数のうち、介護福祉士50%以上、または常勤が75%以上、または勤続7年以上30%以上
ベースアップ等支援加算		注14	注15	注16	処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること 所定単位に加算
遇介 改護 善職 加員 算処	Ⅰ	注1	注2	注11	利用者に対し、介護保険施設サービスを行った場合
	Ⅱ	注3	注4	注12	
	Ⅲ	注5	注6	注13	

注1:①～④の合計料金に1000分の26(2.6%)を乗じた額

注3:①～④の合計料金に1000分の19(1.9%)を乗じた額

注5:①～④の合計料金に1000分の10(1.0%)を乗じた額

注11:『注1』で算出した3倍の額

注12:『注3』で算出した3倍の額

注13:『注5』で算出した3倍の額

注2:『注1』で算出した2倍の額

注4:『注3』で算出した2倍の額

注6:『注5』で算出した2倍の額

注14:所定点数に0.8%乗じた額

注15:所定点数に0.8%乗じた額の2倍

注16:所定点数に0.8%乗じた額の3倍

介護医療院サービス(短期入所療養介護) 保険外負担金料金表

費用項目	金額	費用項目内容
日用品費	200/日	バスタオル、タオル等
教養娯楽費	100/日	クラブ活動、レクリエーション活動等における費用
理美容代	実費	外部委託業者
洗濯代	実費	外部委託業者(1ネット)
居住費	第2段階 ※	820/日
	第3段階① ※	1310/日
	第3段階② ※	1360/日
	第4段階 ※	2006/日
		光熱水費相当額
食費	第2段階 ※	600/日
	第3段階① ※	1000/日
	第3段階② ※	1300/日
	第4段階 ※	1445/日
		食材料費、調理費相当額

利用者負担段階	対象者	
	収入等に関する要件	預貯金等資産に関する要件
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 ・市町村民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給権者 	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
第2段階	市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年80万円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
第3段階①	市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が 年80万円超120万円以下 の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下
第3段階②	市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が 年120万円超 の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下

※日用品費について

一般的に介護の要不要に関らず入居者等の日常生活に最低限必要と考えられる物品です。

【女性用日用品】

歯ブラシ 歯磨き粉 歯磨き用コップ 口腔スポンジブラシ 入歯洗浄剤 ボックスティッシュ ハンドソープ ボディソープ

リンスインシャンプー 綿棒 ペーパータオル タオル類

【男性用日用品】

歯ブラシ 歯磨き粉 歯磨き用コップ 口腔スポンジブラシ 入歯洗浄剤 ボックスティッシュ ハンドソープ ボディソープ

リンスインシャンプー 綿棒 ペーパータオル タオル類

介護医療院 七里(予防ショート) 料金表

介護保険 1割・2割・3割負担額 1日あたりの金額で表示(令和5年4月1日)

介護医療院サービス(介護予防短期入所療養介護) 保険負担金料金表

費用項目		介護保険負担割合×地域加算(10.68円)			費用項目内容
		1割	2割	3割	
支 援 度	要支援1	735	1,470	2,205	要支援度、介護負担割合により、サービス費の額が変わります。
	要支援2	895	1,790	2,685	
夜間勤務等看護(Ⅳ)		7	14	21	夜間における手厚い職員配置(20:1)
若年性認知症入所者受入加算		128	256	384	若年性認知症の入所者に対してサービス提供を行った場合
認知症専門ケア加算Ⅰ		3	6	9	介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上
認知症専門ケア加算Ⅱ		4	8	12	認知症介護の専門研修を修了しているものを配置し、認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施または予定していること
送迎加算		143	286	429	片道につき(希望者)
療養食加算		26	52	78	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合(1回9単位、1日3回限度)
緊急時施設療養費		553	1,106	1,659	該当者(月に1回、3日を限度)
特別診療費		老人医科診療報酬点数の1割			該当者 ※区分支給限度基準額の算定対象外
体 制 強 化 支 援 加 算	Ⅰ	23	46	69	介護職員の総数のうち介護福祉士が80%以上または勤続10年以上の介護福祉士35%以上
	Ⅱ	19	26	57	介護職員の総数のうち介護福祉士が60%以上
	Ⅲ	6	12	18	職員の総数のうち、介護福祉士50%以上、または常勤が75%以上、または勤続7年以上30%以上
ベースアップ等支援加算		注14	注15	注16	処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること 所定単位に1%加算
遇 改 善 職 員 加 算	Ⅰ	注1	注2	注11	利用者に対し、介護保険施設サービスを行った場合
	Ⅱ	注3	注4	注12	
	Ⅲ	注5	注6	注13	

注1:①～④の合計料金に1000分の26(2.6%)を乗じた額

注3:①～④の合計料金に1000分の19(1.9%)を乗じた額

注5:①～④の合計料金に1000分の10(1.0%)を乗じた額

注11:『注1』で算出した3倍の額

注12:『注3』で算出した3倍の額

注13:『注5』で算出した3倍の額

注2:『注1』で算出した2倍の額

注4:『注3』で算出した2倍の額

注6:『注5』で算出した2倍の額

注14:所定点数に0.8%乗じた額

注15:所定点数に0.8%乗じた額の2倍

注16:所定点数に0.8%乗じた額の3倍

介護医療院サービス(介護予防短期入所療養介護) 保険外負担金料金表

費用項目		金額	費用項目内容
日用品費		200/日	バスタオル、タオル等
教養娯楽費		100/日	クラブ活動、レクリエーション活動等における費用
理美容代		実費	外部委託業者(2, 175円～)
洗濯代		実費	外部委託業者(1ネット650円+消費税)
居住費	第2段階 ※	820/日	光熱水費相当額
	第3段階① ※	1310/日	
	第3段階② ※	1360/日	
	第4段階 ※	2006/日	
食費	第2段階 ※	600/日	食材料費、調理費相当額
	第3段階① ※	1000/日	
	第3段階② ※	1300/日	
	第4段階 ※	1445/日	

利用者負担段階	対象者	
	収入等に関する要件	預貯金等資産に関する要件
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 ・市町村民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給権者 	単身：1, 000万円以下 夫婦：2, 000万円以下
第2段階	市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年80万円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1, 650万円以下
第3段階①	市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年80万円超120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1, 550万円以下
第3段階②	市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1, 500万円以下

※H28年8月より非課税年金も含まれます。

※日用品費について

一般的に介護の要不要に関らず入居者等の日常生活に最低限必要と考えられる物品です。

【女性用日用品】

歯ブラシ 歯磨き粉 歯磨き用コップ 口腔スポンジブラシ 入歯洗浄剤 ボックスティッシュ ハンドソープ ボディソープ

リンスインシャンプー 綿棒 ペーパータオル タオル類

【男性用日用品】

歯ブラシ 歯磨き粉 歯磨き用コップ 口腔スポンジブラシ 入歯洗浄剤 ボックスティッシュ ハンドソープ ボディソープ

リンスインシャンプー 綿棒 ペーパータオル タオル類